

○第48回東京都認知症施策推進会議の議題に関するご意見やご質問について

NO.	委員名	項目（議題、資料番号等）	ご質問・ご意見	都の回答
1	佐々木委員	【資料3－4】令和8年度東京都認知症施策について（認知症のある人の社会参加推進事業）	【認知症施策における社会参加について】 現在、社会参加の機会が広がっていることは、大変意義のある取り組みであると感じております。 一方で、特に男性の場合、就労を中心に生活してこられた方は、退職をきっかけに役割や人とのつながりが薄れてしまうこともあり、その後の生活の中で孤立につながる場合もあるのではないかと感じております。 また、新たに地域活動へ参加することに難しさを感じる方もいらっしゃるのではないかと思います。 そのため、現在の新たな参加機会の充実に加え、これまでの生活や人間関係を活かした関わり方として、就労の継続や、退職後も元の職場とのゆるやかなつながりを保てるような仕組みについても、今後ご検討いただけますと大変ありがたく存じます。	都は、社会参加推進事業によって、認知症のある人の社会参加を進める自治体を支援しています。区市町村は、当事者が社会に参加し、人とのつながりを持てるよう地域の状況に合わせて様々な取組を進めています。引き続き、社会参加の充実に向けて取り組んでいきます。 また、東京都若年性認知症総合支援センターにおいて、引き続き若年性認知症のある方への相談支援などを充実していきます。
2	佐々木委員	【資料6】（資料6）認知症医療の実態調査最終報告書（概要）	【認知症医療の実態調査について】 「何らかの医療上の困りごとがある」と回答した当事者・家族が38.9%であった点について、当事者・家族の実感としては、もう少し幅がある可能性もあるのではないかと感じております。 認知症の特性として、本人の自覚が難しい場合があることに加え、ご家族においても医療機関への相談に至る前に、日常生活や介護の中で対応されていることも多く、医療上の課題として表れにくい側面があるように思います。 また、地域での支援を受けながら未受診のまま生活されている方の状況なども、調査結果には表れにくい部分があるのではないかと感じております。	・いただいたご意見も踏まえながら、認知症医療提供体制の強化に向け、検討を進めてまいります。
3	佐野委員	1. 令和8年度東京都認知症施策（資料3） ⑤相談体制の整備等 ・東京都認知症施策推進計画との対比	・推進計画の主な施策に記載があって、令和8年度の認知症施策に記載がないもので、認知症疾患医療センター事業の中に記載のある、「（前略）とともに、地域の医療・<u>介護関係者等との連携</u>の推進、<u>認知症のある人と家族介護者等への支援</u>、（中略）認知症のある人の<u>地域生活を支える医療体制</u>の構築を図ります」の部分。 ⇒相談支援機能の充実の施策として、（とりわけ介護連携と生活支援が）重要ですので、疾患医療センター内の相談室に認知症支援コーディネーターに類する人材を増強配置していただくことを要望します。 ⇒これは、⑦保健医療・福祉サービス…整備等の●認知症疾患医療センター運営事業の中でご検討いただければと思います。	東京都では、認知症疾患医療センターの相談室において、精神保健福祉士又は保健師等を2名以上配置することとし、介護関係者等との連携や家族介護者への支援を実施しています。 相談支援機能の人員配置については、各センターにおける人材確保の状況や都の財政状況等を踏まえ、検討していきます。

4	佐野委員	2. 東京都認知症施策推進計画の見直しについて （資料5：1.施策推進計画の位置づけ、資料3：⑦保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等） ・第9期東京都高齢者保険福祉計画（令和6年度～令和8年度） 概要版参照	・冒頭の位置づけの欄に、「第10期東京都高齢者保健福祉計画の検討時期とあわせ、見直しを行う」とあります。当該計画との調和を保つ見直しは今回が初回となりますので、当該計画側にも認知症施策推進計画の内容との調和が図られる重要な機会になると考えます。 ・第9期当該計画の認知症施策の中で、⑦に関連する重点分野に「2. 介護サービスの基盤の整備と円滑・提供体制の適正な制度」があります。 ⇒⑦の計画を見直す上で、【施策の方向】＜認知症にかかる医療・介護提供体制の整備＞の候の見直しと調和が、極めて重要だと思いますので、推進計画の見直しにおいて、＜家族介護者等の負担軽減＞の観点からも、認知症に特化した介護サービスの更なる拡充について、ご検討いただくことを希望します。	今年度、都では、東京都認知症施策推進計画の中間見直しと、東京都高齢者保健福祉計画の改定を実施します。見直し・改定に当たっては、両計画の調和を図りながら認知症にかかる医療・介護提供体制の整備についても検討していきます。
5	中村委員	認知症施策推進のための5つの重点目標 社会参加について	普段の暮らしの中で就労、趣味活動、町会・老人クラブ、訪問B団体、認知症カフェ、本人ミーティング、家族会などへの参加のしやすさ、これまで参加していなかったが、新たに参加の場が必要になった時の情報アクセスのしやすさ、交通など活動の場へのアクセスのしやすさの評価方法の検討をお願いします。	都では東京都認知症施策推進計画において、認知症のある人の社会参加を含め各取組に関する指標を定めています。計画において国の認知症施策推進基本計画で定められたKPI及び「2050東京戦略～東京 もっとよくなる～」の政策目標を踏まえ指標を設定しています。引き続き、この指標に基づき、社会参加の推進を含む各施策を遂行していきます。
6	中村委員	交通のバリアフリー化について	上記に関連した生活に必要な交通アクセスについて。運転免許返納後に代替する「足」が必要です。既存の公共交通機関の現状、自治体ごとに取り組んでいる交通網、移動支援団体が行う交通網の把握が必要と思われます。 既存のタクシーが自治体補助により乗合としての機能を一部担うなどの可能性はありますか？	都は、社会参加推進事業で区市町村の認知症のある人の社会参加推進の取組を支援しています。区市町村は、当事者が参加しやすいよう様々な工夫を行っています。都は、そうした取組を、区市町村や民間事業者が参加する検討会において共有し、他自治体にも広がるよう努めています。引き続き当事者の声を聞きながら当事者の社会参加を推進していきます。

7	中村委員	災害時の要配慮者対策	平時の対応だけでなく、認知症のある人とその家族に配慮した災害時の医療・介護提供体制についても検討をお願いします。被災した場所で自助努力するには限界があり、被災していない周辺自治体の協力が不可欠と思われます。	都は、区市町村が実施する災害時要配慮者に関する情報の共有化、関係機関との連携、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成などの避難支援体制の整備や、避難所、福祉避難所、在宅における要配慮者の生活を支援する体制の整備に対する支援を行っています。引き続き、災害時の認知症のある人や家族を含む要配慮者への対応について、検討していきます。
8	中村委員	行方不明者の対策	自治体間の情報交換会を実施するとのことでしたが、令和８年度の予定を教えてください。	現時点で、7月下旬~8月上旬に実施する予定です。詳細が決まり次第、文書により各区市町村宛にご連絡させていただきます。
9	中村委員	相談支援について	相談できる場所の周知は広報のあり方含め進んでいると言えるでしょうか？医療・介護の専門職への相談、当事者や家族によるピアサポートへのアクセスのしやすさについて、どの程度浸透しどのように効果があるのか検証をお願いします。	効果的な広報の在り方につきましては、引き続き事業内容や対象者を考慮しながら検討してまいります。
10	中村委員	意思決定支援について	病院アンケート結果に、認知症のある人のACPなどを進めるためには、研修などの人材育成、人手不足の解消が必要との記述が多く見られました。認知症認定看護師の配置の充実とともに、認知症ケアのスキルアップに関するweb研修の充実、好事例の共有についてご検討をお願いいたします。	東京都では「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を基に、医療・介護従事者を対象に、認知症のある人の意思決定支援に関する理解と対応力の向上を図るための研修を令和７年度より実施しております。また医療従事者向けの各種研修の中では認知症ケアの講義も取扱い、事例の共有を行っています。これらの取組を通じ、引き続き認知症のある人の意思決定支援の促進していきます。